

質問回答

NO.	質問	回答
1	提案時の経費内訳のフォーマットはありますか。	様式はありません。任意の様式で提出してください。
2	福岡伸一氏への監修料は、事業完了後に実費請求の精算対象になりますか。	請負業務なので、精算はありません。仕様書に基づき、契約金額の範囲内で業務を行っていただくことになります。
3	事業終了時に「人件費」の精算として、事業に従事した人員の「個人名」「健保等級」「単価」「従事時間」等の報告は必要になりますか。	請負業務なので、精算はありません。事業に従事した人員の「個人名」「健保等級」「単価」「従事時間」等の報告は不要です。
4	本案件における「管理技術者」はこういった者を指していますか。	「業務全体の管理をする技術者」という意味です。
5	共同企業体 (JV) による応募は可能か。	共同企業体 (JV) での応募は想定していません。ただし、提案者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行うことは差し支えありません。共同実施者がある場合、契約の締結に当たり、その履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等を提出いただく必要があります。
6	大学等との産学連携としての取り組みは可能か。	共同企業体 (大学等との共同実施も含む。) での応募は想定していません。ただし、提案者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行うことは差し支えありません。共同実施死者がある場合、契約の締結に当たり、その履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出いただく必要があります。
7	具体的な仕様はどのようにして決まっていくか。	選定した企画書等をもとに仕様書を確定します。
8	「いのちの動的平衡館」と環境省空間の関係性はどのような位置づけになるのか。	「いのちの動的平衡館」のバーチャルパビリオンの3つのルームのうち1ルームを環境省空間とします。
9	制作するメタバースワールドの数が具体的にあれば伺いたい。	公益社団法人2025日本国際博覧会協会 (博覧会協会) が作成している「バーチャル万博コンテンツ構築・運営に係るガイドライン」 (バーチャル万博ガイドライン) に記載の「1ルーム100MB以内」という制限の範囲内であれば、メタバースワールドの数を具体的に想定しているわけではありません。
10	本制作する予定のメタバース上でユーザーが使用するアバターのキャラクターデザイン、CG制作を必要としているか。(ユーザーが使用するアバターは既存で共通のものがあるのか。	メタバース上でユーザーが使用するアバターのキャラクターデザインは、バーチャル万博の全体のプラットフォーム側から提供されるアバターコンテンツ (既存の共通デザインがあります。) で制作することを想定しています。
11	福岡氏へのヒアリングは必須実施回数はあるか、またヒアリング会以外のタイミングにてメール等による質問をすることは可能か。	福岡伸一氏へのヒアリングは月1回程度 (各2時間程度) を想定しています。ヒアリング以外のタイミングでは、「いのちの動的平衡館」バーチャルパビリオン制作チーム宛てにメール等で問合せをすることは可能です。
12	企画書は別紙様式 (様式A~G) のみでなく、企画書 (形式自由) + 別紙様式 (様式A~G) で提出することは可能か。	差し支えありません。ただし、各様式注書きに定めている分量以内で御提出ください。
13	様式について、枚数の上限を順守したうえで、ppt形式のスライドにて作成・提出することは問題ないか。	企画書の様式は不問ですが、電子ファイルはPDF形式で提出してください。そのほか、企画書募集要領8にある要領を厳守ください。
14	各様式をpdf形式ではなく編集可能な形でいただくことができるか。	掲載しているPDF様式をWord等に変換の上、編集をお願いいたします。

15	<p>暫定版で求められるクオリティ、この時点で確認をしたいポイント（3Dモデルのトンマナ・広さ・動作・容量など）がどこにあるのか、ご教示ください。</p>	<p>暫定版としてアップロードするコンテンツについては、トンマナ・広さ・動作・容量についてはある程度確定している必要はありますが、この時点でどこまでのクオリティを求めるのかは決まっておりません。業務の進捗を見て、「いのち動的平衡館」バーチャルパビリオン制作チームと相談して決定します。</p>
16	<p>ご共有いただきました様式は「縦長」ですが、「横長」のフォーマットでご提出してもよろしいでしょうか。</p>	<p>様式にある必要記載事項を満たしているのであれば、「横長」のフォーマットでも差し支えありません。</p>
17	<p>電子メールもしくはDVD-ROM等の「電子による提出の場合」は、書面による提出は不要と考えよろしいでしょうか。また、電子メールの場合、データ上限が7MB以上のファイルになった際には、セキュリティが管理されたファイル送信サービスを利用しお送りしてもよろしいでしょうか。（ご担当様にて、サイトにアクセスしダウンロードいただくサービスの利用を想定しております）</p>	<p>ご認識のように電子による提出の場合は、書面による提出は不要です。 また、ファイル送信サービスを利用しご提出いただくことも可能です。ただし、当方のネットワーク環境等によりダウンロードできない場合は、別の方法にて再提出をお願いさせていただく場合があります。</p>
18		
19		
20		